

Title	仏国戦時の食料問題 (一)
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.8 (1916. 8) ,p.1138(102)- 1154(118)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0102">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0102</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 佛國戰時の食料問題(一)

増井 幸雄

#### 目 次

開戦前の小麦供給状態

一九二四年の小麦供給状態及び政策

關稅廢止—小麦不足の増加、小麦騰貴—政府の小麦買入

一九二五年度の小麦供給状態及び政策

收穫不足、其の理由—最高代價(三十二法)制定—五月十九日の法案と十月十六日の法律—最高代價制定の沿革—關稅復活—穀粉代價の制定權—小麦の政府輸入及び販賣—小麦政策の效果—燕麥の騰貴—農産獎勵策

余は佛國の戰時食料品政策に關するジード氏の論文を三田評論七月號に紹介して置いたが、該紹介文脱稿以後に於て佛國の諸雜誌 (Revue Politique et parlementaire: Journal des Economistes; Revue des Deux Mondes, etc.) を見て之に關する幾多の資料を得たからして、改めて兩者より得たるものに基づいて少しく述べて見やうと思ふ。食料品と云ふもその範圍は頗る廣いからしてその全部に亘ることは出来ない、唯開戦以來佛國に於て食料品問題上特に人の注意を惹いた小麦と肉類と砂糖とに就て主として論じやうと思ふ。

#### 一 小麦及び麵粉

年 次	全消費額 カントー	輸 入 額 カントー	輸入額の割合
一八八〇—八四	九二、三二〇、〇〇〇	一三、二九八、五〇〇	一四%
一八八五—八九	八八、一八八、〇〇〇	九、一二五、五〇〇	一〇%
一八九〇—九四	九一、五四四、五〇〇	一四、三五一、〇〇〇	一六%
一八九五—九九	九二、二七二、〇〇〇	六、三六七、〇〇〇	七%
一九〇〇—〇五	八六、九四七、〇〇〇	二、四五七、〇〇〇	三%
一九〇五—〇八	八九、四六一、〇〇〇	一、九九〇、〇〇〇	二%

(以上、高野博士「統計學研究」三四六—七の統計表より作成)

千九百〇九年以後の分に就ては小麦及小麦粉の輸入額は數量上の統計は得られないから食料品全體の輸出入額を示すと次の如くである。

年 次	食料品輸入額 磅	食料品輸出額 磅	輸入超過額 磅
一九〇九	三八、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
一九一〇	五六、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇
一九一一	八一、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	五二、〇〇〇、〇〇〇
一九一二	七二、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇
一九一三	七六、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇

右の輸出入食料品の中穀物の占むる分量が幾何なるかといふことは輸入に就ては知れて居る

が輸出に就ては知れて居らないからして、千九百九年以後に於ける穀物の輸入超過額の有無並に數量を知ることには出来なけれども唯千九百十三年のみに就てはジードの示す所によれば穀物の輸入六一三、四〇〇磅で輸出は五六四、〇〇〇、〇〇〇磅なるが故に穀物入超過額は四九、四〇〇、〇〇〇磅だである。若しも消費並に内國生産に多大の増減なかりしとすれば千九百九年乃至千九百十二年の四ヶ年間も依然千九百十三年と同じく相當の輸入ありしものと推測することが出来るからして、佛國は戰前多大の穀物を外國から輸入して居つたのであるといふことが云はれるのである。

然らば千九百十四年度に於ける穀物供給状態如何と見るに、農務大臣の發表する所によれば千九百十四年度に於ける小麥收穫は千九百四年乃至千九百十三年の十ヶ年平均額よりも僅かに少き八千七百萬カントー(一カントーは百キロ

税を免除し、八月十三日には米及挽粉の輸入税をも免除し、かくして佛國內に於ける食料品並に家畜飼料の輸入を容易ならしめ以て國民の食料品供給の安全を計つた。然るに千九百十四年度の米國小麥の收穫は充分であつたにも拘らず開戦以來各國の紐育市場に對する小麥需要額頗る急速に増加したために紐育の小麥相場は頗る急激に騰貴し始めた。そこで人は頗る前途を案じて、兵站部では巴里を撤退した軍隊への食糧供給を保證せんがために食料品に對して一種の嚴格なる出港禁止(Embargo)をば數縣に於て行つた。然し佛國では未だ全國に向つて穀物の輸出禁止を命ずるには至らなかつた。(之は穀物供給の安全といふ點から見れば甚だ了解に苦しむ所である。最も八月一日に數種貨物の輸出再輸出を禁ずる旨の條令が出て居るが、その内容が分らない。事によれば此の中に穀物も包含されて居るかも知れないがその點は自分には今

グラム)で、前年度から持ち越した小麥及小麥粉の蓄積額は五百萬カントー、兩者合せて九千二百萬カントーだけ千九百十四年度の消費に供し得られる。所で小麥の消費額は毎年平均九千四百萬カントーであるからして、八月一日に於ける同年度の穀物不足額は二百萬カントーであると發表された。故に内國小麥の外國輸出が全然行はれないものとしても猶ほ此分量だけでは外國から輸入を仰がなければならず、若し幾分か輸出が行はれるものとすれば猶ほ一層多量を入しなればならないといふ必要に迫られて居つたのである。而して開戦前の七月にあつては佛國內に於ける小麥相場は殆んど常と變る所はなかつた。

七月三十一日、政府は形勢の切迫せるを見て俄かに小麥に對する一カントーに就き七法といふ輸入税と小麥粉に對する輸入税を免除した。之に續いて八月四日には燕麥と玉蜀黍との輸入

の處不明である。唯九月八日の條例によつて國民給養に關する諸般の研究をなさしむる目的を以て「供給委員會」なるものを組織したのみである。

かくして千九百十四年も追々終末に近づくに従つて小麥の代價は内外共に騰貴益々甚しかつた。紐育に於ける相場は同年七月終りに於て一カントーに就き十七法であつたものが十二月末には三十法八十サンチムに上つた。佛國內地の相場如何と見るに、佛國の北部十縣は獨軍の侵略を受け或は占領せられ或は策戦上より退去を命ぜられなどしたるがために平時千七百六十五萬カントーを生産しつゝありし右十縣の小麥は其の中約七百七十萬カントーを失ふことゝなつて、先きに八月一日に於て二百萬カントーと發表された千九百十四年度の小麥不足額は今や九百七十萬カントーの不足となり殆んど五倍の多きに達した。かゝる有様であつたからして

佛國內に於ける小麦相場は年末に近づくに従つて騰貴し始め、さきに七法の關稅が免除されたにも拘らず運賃の騰貴、爲替相場の低落等に原因して米國よりの輸入小麦の相場は低落せず、以て内國相場の騰貴を抑制するに足らず、かくて益々内國相場は騰貴の勢を高めて來た。八月一日から十二月二十七日までに小麦八百三十九萬七千五百九十三カントー、小麦粉百七萬三千二百九十三カントー、兩者併せて九百四十七萬八百七十六カントーの輸入あり、以て千九百十四年末に表はれたる同年度の小麦不足額は殆んど補充されたにも拘らず代價騰貴は停止する所なく、十二月末に於て一カントーに就き二十七法二十八サンチームなりしものが翌千九百十五年一月末には二十九法乃至三十法となつた。三月に入つては更に騰貴して三十二法を示すに至つた。之に伴つて燕麥・裸麥・玉蜀黍等の代價も騰貴して裸麥の如き一カントーに就き二十一萬

至二十四法の間を往來して居つた有様である。かく主要食料品たる穀物の騰貴を眼前に控えて國民も政府も平然たることは出来なかつた。即ち三月十九日、國民食料品のために一億五千萬法だけの貨物を購買するの權限を政府に與へんとするの法案が下院に提出せられ、兩院を通過して法律となつて表はれた。而して政府は此の權限によつて早速購買を始め、又兵站部も軍隊のために更に外國から食料品を輸入せんことを企て、諸縣に向つて行つた食料品の出港禁止も解禁した。人は此等の手段によつて小麦の低落を希望したのであるが不幸にして此の希望は達せらるべき様子が見えなかつた。蓋し千九百十五年度の收穫が頗る悲觀せられ穀物輸入の必要は益々大なるべく考へられたからである。

千九百十五年度の小麦收穫の悲觀せられたのは種々の理由があるが、其の中でも耕地作附

面積の減少と勞働の不足とは最も主要なものである。先づ勞働の不足に就て云へば、千九百十四年の秋頃までには從來農業に従事して居つたものが續々動員されて戦線へ送られた。其の結果として田舎の秋は頗る忙しく、田舎農家の老人小兒・婦人は勿論、牧師公證人より進んでは都會の男女年金所有者等に至るまでも田舎に入り込んで葡萄採取・餌料播種・牧草刈入等に従事したが、そのみでは到底手が廻らず、從來使用せらるゝに至らなかつた機械の使用を始めた農務大臣は既に八月一日に各縣知事に通告を發して農政學教授の意見に従つて收穫保存並に播種の爲めに出來得る限りの人をして之に與からしめよと訓令し、多數の農村及農業組合に於ては一方該村落又は組合内の土地全部を合せ他方に屬する農業者全部を組織して適當に全勞働をば各作業に按排することにした。更に召集されても未だ戦線へ送られざる陸軍兵を借り來り

て農業勞働に従事せしむることにした。然しながら是等の手段は未だ以て勞働の不足を補ふには足らなかつた。加ふるに出征軍人の妻女に向つて手當が給與せらるゝことになつたので餘程婦人勞働の減少を來した。勞働が如何に不足であつたかといふことはプラトロー・サントラルに於ては食事付にて平時二法の勞銀を要求せし老年農業勞働者が六法八十サンチームを要求し、ジロンドに於ては秋全體を通じて雇へば二法半繁忙期のみならば三法を要求せしものが五法を要求するに至つたといふ事實に徴しても知り得られるのである。次に耕地作附面積の減少に就て云へば、佛國北部の十縣は(全國總面積の約百分の四に當る)が獨軍の侵略のために最早農業上使用されなくなつた結果として耕作地の減少した程度は斯道の精通者ダリアック氏の計算によれば、全國耕地の百分の十八に當る。單にそれのみではない、残り百分の八十二も其の

全部が耕作されたのではなくして前述の勞働不足のため且つは馬匹の不足のために作附面積の減少を來したのであつて、千九百十四年末に於ける播種面積は前記十縣を除いた残り七十七縣のみに就て見るも前年末に五百四十一萬七千エクタールなりしものが四百六十二萬二千二百エクタールに減じて一割七分餘の減少を示して居る。之を全體に就て見れば戦前四年の平均播種面積六百五十萬エクタールは五百六十九萬一千七百七十一エクタールに減じて約一割四分の減少を示して居るのである。

以上の事實は世人をして千九百十五年度の小麦收穫に對して益々危虞の念を懐かしめたのみならず、作柄も亦例年ほどに良好でないと報せられた(同年の夏に入つて收穫を終つたときは戦前平均一エクタールにつき收穫十六エクトリトール六八なりしものが同年には十四エクトリトール八二に減じて居たからして此の豫報は

適中して居つたのである)。かくして米國小麥に對する需要は頗る増加せざるを得なかつた。其の結果として、ダルダネル海峽の開放近きにあり露國の小麥が容易に且つ多量に佛國に供給せらるゝの日は期して待つべしと考へられたる時を除くの外は、米國に於ける小麥相場は高まる一方で、之れに伴つて運賃も保険料も騰貴し爲替相場亦頗る緊張して來た。そこで政府は一方軍隊の爲めには五月一日以來各縣の知事に向つて陸軍當局者の委囑によつて小麥の徵發をなし得べきこと、直ちに徵發せずとも一カンタルにつき三十二法の代價を以て程なく徵發すべき旨を通告して小麥の蓄積を差押へることを得べき旨の訓令を與へ、他方一般國民の爲めには五月十九日に至り商務大臣は國民に小麥を供給する目的を以て五千萬法の支出をなすの權限を政府に與へしめむとするの法案を議會に提出した。

右五月十九日の政府の提案に基づき上下兩院

に於ける幾多の折曲波瀾を経て十月十六日に至り遂に一の法律が發布された。其の趣旨は「戰爭繼續中は國民給養の爲めに政府は外國より小麦を輸入することを得べく、又内國に於て小麦を徵發することを得。小麦徵發の場合は一エクトリトールにつき七十七キログラムの重量を有し他の物質二パーセント以上を含まざる小麦一カンタル(百キログラム)に對して三十法を超過るを許さず。一エクトリトールに就き含有せらるゝ他の物質一キログラムを加ふる毎に代價を一パーセント低め、一キログラムを減ずる毎に代價一パーセント高む。右小麦の輸入並に徵發の爲めに一億二千萬法の公債を募集す」といふのであつた。

猶ほ此の法律となつた部分と共に提出せられたと度議題に上つた幾多の注意すべき案のあつたことを一言するの必要がある。それは、(小麦の外に)小麦粉をも千八百七十七年七月三日の

軍事徵發に關する法律の規定に従つて徵發するの權限をば知事の代理者に行使せしめむとすること、小麦は最高代價を一カンタルに就き三十法と定め小麦粉の最高代價は小麦磨碎の程度の如何により條令を以て之を定めること、戦時中並に戦後と雖も之を反對の意思を表示する他の條令の出るまでは小麦及小麦粉の輸入をば政府の獨占とすること、小麦粉の製造に當つては七十四パーセントまで磨碎すること、販賣する麵麩は此の小麦粉に少くとも五パーセントだけ他の穀粉例へば米・裸麥・燕麥・玉蜀黍等の粉を混入すること、等即ち是れである。是等の案は悉く下院を通過したけれども上院に於て拒否する所となつた。蓋し上院では、小麦及小麦粉の最高代價を定めることは商業の自由を妨げると考へ、小麦を七十四パーセントまで磨碎せしむることには就ては品質優良なる小麦と完全なる技術設備とを以てするにあらずんば營養力なき不純

分子を全く避けること能はずと考へ、販賣する  
 麵麩には斯る小麦粉に他の穀粉を少くとも五バ  
 ーセント混入せしめるといふ點に就ては小麦粉  
 が既にその中に營養力なき不純分を含んで居る  
 その上に更に又かゝる他の穀粉を混するに於て  
 は麵麩の重量を従来よりも一層増大せしむるの  
 必要があるので毫も小麦の節約にならないとい  
 ふ趣旨で反對したのである。かゝる次第で輸入  
 小麦二億法以上の節約を來すとの理由で下院を  
 通過した此の所謂國定麵麩 (patented) の使  
 用案は葬り去られ其の他の案も拒否されて結局  
 前記の如く、單に小麦のみの最高代價制定其の  
 徵發及び輸入の件を定むる法律となつて表はれ  
 たのである。

元來最高代價の制定といふことは今度の戦争  
 に基づいて始めて行はれたことではなくして其  
 の歴史は佛國に於ては随分古いものである。遠  
 くは紀元七百九十四年及び八百四年に於てシヤ

はれ千八百二十三年六月以來は十五日毎に代價  
 を改定することとして麵麩代價が公定せられた  
 而して千八百五十三年末以來は麵麩製造業者に  
 對する束縛を益々嚴にし製造人の數を制限し従  
 業者に向つて穀粉購買高の申告並に一定分量の  
 供託の義務を負はしめて以て市長に委託され  
 る權限をして一層效果あらしむることゝさへし  
 たのである。市長の此の權限は千八百六十三年  
 の條令によつても廢止さるゝに至らず、其の後  
 立法者は市長の權限行使を附して製造人に對す  
 る制限を出來得る限り寛大にすることにしたが  
 それも永くは續かずして依然として千七百九十  
 一年の法律は有效として残つて今日にまで及ん  
 で居るのである。代價制定なることは斯る長き  
 歴史を有つて居るのであつて、而も最も近きも  
 のゝみに就て見ても千七百九十一年以來百二十  
 餘年の生命を保つて來て居るのである。それが  
 戦争の直前に當つて巴里・里昂・ボルドー其他の

一レマンは穀物の代價制定を行つて居る。フイ  
 リップ・ル・ベルは千三百四年二月から四月まで  
 同じく穀物の代價制定をやつて居る。降つては  
 革命時代に於てはロベスピエール没落と共に共  
 和國の理由・正義・利益に反すると排斥せらる  
 ゝに至るまで永く最高代價制定が行はれた。更  
 に千七百九十一年に至りて先に廢止されたる最  
 高代價制限が復活され同年七月十九日の法律は  
 市長に向つて麵麩及び生肉のみに就て代價を制  
 定するの權限を與へた。尤も葡萄酒・麵麩其の  
 他の穀物又は他の貨物に適用することは許され  
 なかつたにも拘らず例外的に知事が屢々麵麩及  
 び生肉以外の貨物特に牛乳の代價をすら制定す  
 ることを決議したことがあつたと云へ、市長  
 に於ては右の法律によりて許されたる麵麩及び  
 生肉に就てすら代價の非常に騰貴した時の外は  
 餘り此の權限を實行したことはなかつた、けれ  
 ども千八百十年以來麵麩の代價制定が屢々行

大都市を除く以外の數千の大小都市に於て實行  
 せられた。然しながら能く考へて見ると小麦の  
 代價を定めずして麵麩のみの代價を定めた所が  
 何等の實效を齎らすことは出來ない、假りに麵  
 麩百キログラムの代價を四十法と定めた所で麵  
 麩百キログラムにつき四十法以上に騰貴した場  
 合に於ては市長如何に敏腕なりと雖も當初の制  
 定代價を維持せしむることは出來ないではある  
 まいか。此の點に氣が付いたからして政府は先  
 づ麵麩代價を制定して以て間接に麵麩の代價騰  
 貴を防がうと考へて、麵麩の最高代價を五月一  
 日に先づ三十二法と定め次で十月十六日の法律  
 で之を三十二法に改定し、此れ以上の代價を以  
 て取引する者あるときは右の公定代價を以て政  
 府に徵發するといふことにしたのである。

此の法律では麵麩の代價制定は行つたが小麦  
 粉に就ては之を行はなかつた。蓋し千七百九十  
 一年の法律によりて麵麩に對する市長の代價制

定權が充分に有効に行はれ得ると考へたからである。然し市長は麵麩の代價を定めむと欲しても其の原料品たる小麥粉の代價を先づ定むるの必要があるのであるが、これは麵麩及小麥粉の運輸状態や製粉状態の如何によつて各地頗る相違する所あり敢て一都市のみで定め得ることではないからして、小麥粉代價の制定權は之を各縣の知事に委任することにした。知事は一エクトリートルにつき七十七キログラムの重量ある麵麩を七十四パーセントまで磨碎したるものを標準として穀粉の代價を定めたが、其の制定される代價は勿論縣によつて多少の相違があつて小麥粉一カンタルにつき低きは四十法、高きは四十二法と定められ其間に二法の開きがあつた。

十月十六日の法律と同時に最も注意すべき條令が發布された。それは開戦に先ちて一旦廢止されたる小麥の輸入關稅を復活せしめ麵麩一カ

間輸入の行はれ得る程度までに低落した場合に於ても、民間の輸入を妨げて政府が自らの負擔に於て外國小麥輸入の衝に當るといふ覺悟を示したるものとも見られ得るといふの點に於て意義があるに過ぎないのである。

さて十月十六日の法律によつて小麥の徵發並に買入をなすの權限と資金とを與へられたる政府は如何なる行動を採つたかといふに、徵發の方は殆んど之を行ふことはなかつた、蓋し三十法といふ公定代價以上で賣買すれば忽ち政府に三十法で徵發されて了ふといふのであるからして何人も高く買つて安く賣らしめらるゝの危険を冒すことを敢てしないからである。實際に此の權限を行使することなくとも既に此の權限を行使し得ることの規定さへあればそれで充分に目的を達することが出来るから、政府が此の點に於て何等積極的行動に出でなかつたとしても毫も不都合はなかつたのである。次に小麥の輸

ンタルに就き七法を課することにしたといふこと即ち是である。一方に於ては最高代價を制定して穀價の騰貴を制限するの策を採りながら他方に於て關稅によつて穀價の低落を阻止するの策を採るのは矛盾のやうに思はれるが、前者によつて需要供給の自然の結果たる代價を取得せしめざることによつて農民の利益を制限する以上は同時に穀價の低落を防ぐことによつて彼等の利益を保證するのは當然であると考へられ且つ農民社會の強烈なる要求があつたので右の如く關稅を復活することになつたのである。但し外國では麵麩は頗る高價なるの結果關稅なくとも民間の輸入は行はれない状態にあつたのである(後述參照)からして、此の關稅の復活は實際に於ては代價の上には何等の影響をも及ぼすことなく單に紙上の空なる規定に過ぎなかつた。唯、他の一方から見れば外國小麥が關稅なければ三十法の最高代價制限の下に於てすら民

入の方は如何といふに當時既に紐育では小麥が一カンタルにつき三十二法以上に上つて居るのに内國では最高代價を三十法としてあるから民間の輸入が行はれる筈はない。此の時に於て民間で輸入の行はれるがためには騰貴せる運賃や保險料を差引いて紐育に於て一カンタルにつき十六法で買付け得らるゝことを必要とするといふ状態にあつたが、そのやうなことは到底痴人の夢に過ぎないから勢ひ政府が進んで小麥輸入を實行しなければならぬ地位に立つて居つた。故に政府は千九百十四年九月八日の條令によつて組織された「供給委員會」に委嘱し農務省の指揮の下に多額の資金を外國から輸入した。その數量はジードの云ふ所によれば千九百十五年五月から同年十二月に至る間に於て五百七十五萬八千カンターに達したといふ。(ジー・ダズネル伯の云ふ所によれば千九百十五年度に於て政府は小麥千六百七十一萬五千カンター、小麥

粉三百萬カントー、兩者併せて千九百七十一萬五千カントーを輸入したといふ。ジードの示す所とは三倍以上の相違があるが後者は一月から五月までの分をも合算して居るのであらうと思ふ。其の大部分は北米合衆國並に南米アルゼンチンから輸入し、又露西亞（北方アルカンドルを経て）チユニス・アルゼリア等からも各少量宛を輸入した。而して買入れた小麥の輸送に就ては、當時運賃が頗る昂騰して南米ラ・プラタ地方から佛國までの小麥一噸の運賃戰前二十乃至二十五法なりしものが今や百六十五法となりて六倍乃至八倍に騰貴して居たからして、運賃節約の目的を以て各國の船舶五十隻を備船して之が運送の事に當らしめた、其の結果として小麥一噸の運賃は平均百法内外に減することが出来たからして此の點からしても餘程國費の節約となつた譯である。斯くして佛國に齎らされたる小麥は前記供給委員會の手を経て之を國內の小

麥不足の地方に分配したのであるが、之は原則としては先づ各大都市に存する商業會議所に賣り渡し注文を受けるに従つて商業會議所から各消費者に賣渡すことにした、而して其の代價は國定の三十法であること勿論である。政府が紐育で買つたのは三十二法以上であり其の他から買つたものも三十法を下ることはない。兎に角高く買つて安く賣渡したのだから財政的負擔は多大であつた、然し若しそれがために國內の麵麩の代價並に小麥代價を低位に維持することが出来たとすれば此の負擔此の犠牲は安價なものであるといふことが出来るのであるが、果して斯る効果を擧げ得たりや否や。小麥及小麥粉に對する政策全體の効果を檢して見るの必要がある。

千九百十五年十月十六日の法律は小麥代價を三十法に維持せしめんことを目的として居つた

のであるが、此の目的は果して達せられたかといふに、先づ小麥に就て見れば、斯法制定實施以後四ヶ月の實績によれば小麥代價は多大の變動を來さなかつたことは事實であるから全國其の效なかりしとは云はれない。然しながら小麥代價をば斯法の實施されざりし場合のそれよりも幾何の程度に於て低く維持し得たかといふことは知ることが出来ないからして積極的に其の效果を表示することは困難である。而して斯法の效果としては小麥代價の變動を少なからしめたといふだけで全然代價を三十法に維持せしめ得たといふ譯ではないのである。物價表によれば小麥は到る處三十一法乃至三十三法なりしとある。斯る結果を來したる原因を尋ねるにそは敢て政府が外國から輸入する高が少なかつた爲めではなく政府の手から製粉業者へ賣渡す小麥が充分でなかつたので地方的取引に依頼した其の結果かゝる代價騰貴を惹起したのであると云

はなければならぬ。蓋し前述の如く昨年中に於てすら既に殆んど不足額を補充するに過るの程度まで輸入したのであるが、恰も國內の鐵道に於て五萬輛以上の貨車が敵に奪はれ二萬輛以上は佛國の軍用に供せられて居るがために迅速に各地に輸送することが出来なかつたからである。何れにしても小麥の代價を一定せしむることとは出来なかつたのだから完全な效果を擧げたとは云はれない、けれども兎に角小麥の騰貴を甚しからしめざりしことだけは其の效果と認めなければならぬ。次に小麥粉に就て云へば、其の原料品たる小麥の代價が既に變動し運賃も勞銀も變動して居るので、それを定めてかゝらずして小麥粉の代價のみを制定したからして小麥粉の代價は地方的費用に基づいて定めらるゝの外なく従つて地方的に四十法より四十二法といふ程度に於て二法の相違があつた。此の點に就ては煩雜と效果と相償ひしや否やは一寸疑はし



い。

然しながら小麥及小麥粉の代價に關する政策の當の目的たる麵麩の代價に就て見れば其の効果を疑ふことは出来ない。第一に「巴里市公報」の示す所によれば麵麩一キログラムの代價は千九百十五年の最終の一週間に於て四十二サシム六となつて居るが、之は千九百十二年の公表代價と殆んど同價である。千九百十一年と十三年とは之よりも低價であつたことは事實であるが戦前數年の平均代價に比較すれば僅かに六パーセント乃至八パーセントの騰貴に過ぎない。次に佛國內に於ける一般食料品の騰貴の程度と比較して見るに、鶏卵・馬鈴薯・魚類は二倍に騰貴し砂糖は七割・蔬菜は五割・酒類は平均三割餘・肉類は平均二割餘の騰貴を來して居る之を平均して見ると約三割の騰貴といふことになり、其の中騰貴の程度最も少き焼酎ですら一割五分といふのであるのに麵麩は前記の如く

戦前に比して僅かに六分乃至八分の騰貴を來して居るに過ぎない。更に巴里に於ける麵麩の代價を倫敦のそれと比較して見るに、千九百十五年末に於て巴里では四封度塊(二千グラム)が八十五サシムであるのに倫敦では四封度塊(千八百十四グラム)が八ペンス半であつた。之を詳細に計算して見ると巴里の方が約一割方廉價になつて居るのである。

斯の如く麵麩の代價は巴里に於ける戦前の代價と比較して大なる騰貴を來さず、他の食料品よりも騰貴の程度遙かに少なく、且つ倫敦に於けるよりも頗る低廉であつたといふ三個の事實からして之を見れば、假令前段に述べた如き不充分的點はありしにもせよ、小麥の徵發・輸入、小麥粉代價制定等の政策が少なからざる効果ありしものと認めなくてはならないのである。

然しながら小麥に對する右の政策の結果として一の意外な出來事が生じた、それは燕麥の代

價が小麥の代價以上に騰貴したといふことである。開戦の當初に小麥に對して種々の配慮を始めた頃からして同時に其の補助手段として燕麥其の他に對しても種々の配慮をしたのであつて、例へば千九百十四年八月四日には玉蜀黍の輸入税を廢止し同月十三日には米の輸入税を廢止し九月二十二日には家畜飼料に供し得べき穀物の殘滓の輸出を禁止などして小麥の代用品の供給を増加し家畜飼料の減少を防ぐことに努めたが、小麥の騰貴につれて従來家畜飼料は供せられたる燕麥の食用漸次に増加して後者の代價も漸騰を來した。然るに一カンタルの代價三十分と定めたる千九百十五年十月十六日の法律は素より小麥のみに適用さるべきものであつて燕麥その他のものには及ばなかつた結果として、小麥は騰貴の勢を抑制せられたが燕麥は獨り代價騰貴して遂に小麥の上に出で一カンタルにつき四十法といふ高値を示すに至つた。故に農業者

は高價な燕麥を家畜に與へて廉價な小麥を賣ることを不利と考へ、燕麥を少しも多く市場に出さんがために却て小麥を家畜の飼料に供するに至つたといふ實例は少なからずあつたのであつて、延て千九百十五年末の播種期に於て小麥の代りに燕麥を播種する者が頗る増加した。此の出來事は千九百十六年度の收穫に多大の悪影響を與ふべきことは逆睹するに難くないのであつて、一度下院を通過した「國定麵麩」の案にても採用されざる以上は益々多大の小麥輸入を必要とするに至るべく、又同時に燕麥に對しても最高代價を制定するの必要を生ずるであらうと思はれる。

前にも述べた如く佛國では耕地が頗る減少して、千九百十五年秋に播種された面積は侵略された北部十縣を除いて計算すれば千九百十四年秋に五百四十一萬七千エクタールなりしものが僅かに四百六十二萬二千エクタールに減じて居

る。然るに右に述べた如く此の四百六十二萬二千エクタールの中には小麥栽培をやめて燕麥栽培に移つたものが澤山に含まれて居るからして千九百十六年度に於ける小麥の收穫は前數年に比して更に多くの不足を生ずるものと想像しなくてはならぬ。茲に於てか保守黨の領袖にして地主階級の代表的人物たる現農務大臣メリュー氏は地主にして自家所有の土地を耕作せざる場合に於ては市町村に向つて之を耕作するの權を與へしめむとするの法案を下院に提出するに至つた。又耕地面積は殖えても農業労働者の數にして増加せざれば何等の效はないので労働の供給増加に就ても種々劃策する所あり「労働供給委員會」に於ては既に昨年八月に於て内外國の避難者一萬を始めとして一萬六千の西班牙人、一千餘人のカピール人をさへ佛國內の農業に就かしめたのであつて、今や西班牙と佛國との國境線に沿うて無數の官署を設けて盛んに移民を軟

迎獎勵して居る。更に又肥料の缺乏騰貴による農産減少を防がんがために肥料の代價に就ても最高代價を制定せんと案さへ一時は立てられたのである。然しながら斯く各方面からして農業の獎勵を試みては居るが未だ之のみを以てしては穀物生産の減少を免るゝことは出來ないので、今年度も依然多額の輸入を必要とするに至るであらうと思はれる。(此の項、終)

## 交戰國貨幣低落と 其防止策 (二)

三宅嘉十郎

### 目 次

- 第一 戰亂と交戰國爲替相場の變調
- 第二 英貨の低落と其防止策
  - 一 戰亂と英貨相場の低落
  - 二 英米爲替相場の低落と其防止策(以上既載)
  - 三 佛蘭西及露國貨幣低落と其防止策
  - 四 佛蘭西
  - 五 露國(以上本號)
- 第三 獨逸及奧匈國貨幣低落と防止策
- 第四 結論—戰時爲替調節策概評

### 第三 佛蘭西及露國に於ける貨幣 低落と其防止策

#### 一 佛蘭西

一 昨年歐洲大亂突發當初の混亂時に於ける佛

第十卷 (二一五五)

雜 錄

交戰國貨幣低落と其防止策

第八號

一一九

價の動搖は措いて問はずとするも、一昨年より昨年初に掛けて佛貨は概ね高位を保ちたり。惟ふに佛蘭西は英國に次ぐ世界の債權國として巨額の海外投資を有し、且英米等の銀行に巨額の預金をなし居りしかば、之より生ずる利息に對する債權相當多額に上りしに、更に宣戰の布告は佛蘭西國民を驅つて現金獲得に焦慮せしめ、其結果所有有價證券の賣戻し或は各種浮動債權の回收に熱中するに至りし爲め、佛蘭西の國際貸借は開戰初年の五箇月間を通じて著しく順調を呈せしに因るなり。殊に米國は例年資本利子旅費、運賃、手数料等其他歐洲に負ふ債務を秋期に於ける棉花、小麥等農産物の輸出に依つて決濟するを常としたるに、開戰後間もなく此等債務を決濟せざるべからざるもの多く生ぜしより、米貨は當初著しく低落し佛米爲替の如き平價五法一八山なるもの三法二五仙即ち三割七分の暴落を演じたり。又英貨との關係に於ても開